

日本臨床神経生理学会特別賞（Hiroshi Shibasaki International Congress Award）

の選考に関する規則

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、「当法人」という）の設ける日本臨床神経生理学会特別賞（Hiroshi Shibasaki International Congress Award）（以下、「Hiroshi Shibasaki International Congress Award」という）の選出方法について定める。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Awardの対象）

第2条 「国際学会に筆頭演者として参加し、発表内容が優れたものであると認められる個人」を選考対象とする。

2 発表内容は臨床神経生理学としてその分野を問わない。選考対象者はHiroshi Shibasaki International Congress Awardの選考を行う年（x年）の3月31日時点で46歳未満かつ会員歴5年以上の本学会の会員とする。

3 対象の国際学会はICCNやAOCCNなどの臨床神経生理学関連学会とし、Hiroshi Shibasaki International Congress Awardの選考を行う年（x年）の本学会前年度（x-1年1月1日からx-1年12月31日）に発表した学会とする（対象学会としての可否は選考委員会で判断・決定する）。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Awardの応募）

第3条 会員は、Hiroshi Shibasaki International Congress Awardの選考を行う年（x年）の2月1日から3月31日までの間に演題抄録と参加を証明する書類（学会参加証）を添付する。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Awardの審査）

第4条 審査は5名で行う。

2 アワード委員会は、選考をおこなう年の4月までに開催される理事会でHiroshi Shibasaki International Congress Award審査員候補者5名を推薦し、理事会の承認を得る。

3 Hiroshi Shibasaki International Congress Award審査員は毎年2名を上限としてHiroshi Shibasaki International Congress Award受賞者を選定し、7月までの理事会及び社員総会に報告する。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Awardの表彰）

第5条 Hiroshi Shibasaki International Congress Award受賞者は、学術大会開催期間中に表彰式を設ける。

（改廃）

第6条 本規則は、理事会の過半数による議決を経たのち社員総会の承認を得るものとする。

（附則）

1 この規則は、2023年11月29日より施行する。

2 この規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別途定める。

2025年11月12日改訂（第2条）